2018年6月7日

受 益 者 の 皆 様 へ

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

「パインブリッジ・コモディティファンド」
の信託終了（繰上償還）予定のお知らせ

拝啓　時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。
日頃より弊社商品に格別のお引き立てを賜り、誠に有難うございます。

さて、ご投資いただいております追加型証券投資信託「パインブリッジ・コモディティファンド（愛称：ネイチャーメイド)」（以下「当ファンド」といいます。）につきまして、2018年8月31日をもって投資信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）する予定でございます。

つきましては、投資信託及び投資法人に関する法律の規定にしたがい、対象となる受益者の皆様に、下記の通り今後の手続き日程等について、お知らせ申し上げます。

敬 具

記

1．投資信託契約の解約（繰上償還）の理由

当ファンドは、2006年2月23日に設定後、純資産総額は200億円を超えるまでに増加いたしましたが、その後は減少の一途を辿り、2018年4月末現在で約7億円となっております。当ファンドは、投資信託約款におきまして「Bloomberg Commodity Index（ブルームバーグ商品指数）の騰落率に償還価額等が連動する米国ドル建ての利付債券（商品指数連動債）に実質的に投資することにより、ブルームバーグ商品指数が表す世界の商品市況に中長期的な動きが概ね反映される投資成果を目指した運用を行います。」と記載しており、それに沿った運用を継続しております。しかしながら、現在の純資産総額や昨今の市況環境・市場動向等により、十分な分散投資を行うことが困難な状況が継続しており、また、今後も規制の強化が求められることも予想されております。このような状況の下、本来の商品性を維持した運用の継続が困難な状況となっております。このため、投資信託契約を解約することが受益者の皆様にとって有利であると判断し、投資信託約款の規定に基づき、信託を終了するものです。

２．繰上償還手続の日程等

①基準日　　：2018 年 6 月 7 日（木）

②異議申立期間　　：2018 年 6 月 7 日（木）から 2018 年 7 月 17 日（火）まで

③繰上償還可否の決定日　　：2018 年 7 月 18 日（水）

④異議申立受益者の買取請求受付期間：2018 年 7 月 25 日（水）から 2018 年 8 月 13 日（月）まで

⑤繰上償還予定日　　：2018 年 8 月 31 日（金）

（１）本手続きは、基準日（2018 年 6 月 7 日）現在において当ファンドの受益権をお持ちの受益者（2018 年 6 月 5 日以前に取得申込を行い、かつ 2018 年 6 月 5 日以前に換金の請求を行っていない受益権をお持ちの受益者）の方を対象に実施いたします。

（２）基準日（2018 年 6 月 7 日）現在の受益者の方は、上記の異議申立期間中に、委託会社に対し、本件繰上償還に関し書面でご異議を述べることができます。（ご異議のお申立方法については下記３．をご参照ください。）

なお、繰上償還に関しご異議がない場合は、特段のお手続きの必要はございません。

（３）ご異議をお申立てられた受益者の受益権の合計口数が基準日（2018 年 6 月 7 日）現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えない場合は、予定通り 2018 年 8 月 31 日付で繰上償還を行います。

（４）ご異議をお申立てられた受益者の受益権の合計口数が基準日（2018 年 6 月 7 日）現在の受益権総口数の 2 分の 1 を超えた場合は、繰上償還を行いません。この場合、繰上償還を行わないこととなった旨を、異議申立期間終了後、受益者の皆様に書面を交付するとともに新聞公告にてお知らせいたします。

※ 繰上償還にご同意いただける受益者の方は、改めてその旨をご通知いただく必要はございません。

３．ご異議のお申立て方法

上記の繰上償還に関しご異議のある受益者の方は、書面（様式任意）に下記（１）の記載事項をご記入のうえ、（２）書面の送付先まで郵送にてお送りください。なお、2018 年 7 月 17 日（火）までに委託会社に到着した分を有効とさせていただきます。

（１）ご記入いただく項目（※１）

①ご住所　②お名前（自署）　③ご捺印　④お電話番号　⑤ファンド名

⑥お取引の販売会社名、お取引の店舗名、取引口座番号（※２、※３）

⑦2018 年 6 月 7 日現在でお持ちの受益権口数（※４）　⑧繰上償還に反対する旨

（２）書面の送付先

〒100-6813　東京都千代田区大手町 1 丁目 3 番 1 号 JA ビル

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

パインブリッジ・コモディティファンド　繰上償還　異議申立受付係　宛

※１ ご記入内容に不備がある場合、ご異議のお申立てを受付けできない場合がございますのでご注意ください。

※２ 複数の口座でお持ちの場合は、すべての口座についてご記入ください。

※３ ご異議のお申立てがあった場合、委託会社は異議お申立て書面記載の情報について、販売会社に保有口数等

の照会を行いますので予めご了承ください。

※4 お持ちの受益権口数がご不明の場合は、お取引の販売会社にお問い合わせください。

本件異議申立により取得する受益者の個人情報は、本件手続に係る本人確認および異議申立により当該受益者に付与される権利を通知する目的に限り、委託会社、販売会社および受託会社（再信託会社を含みます。）において利用するものとし、その利用および管理については、委託会社、販売会社および受託会社（再信託会社を含みます。）における個人情報の取扱いに関する規定に基づき、十分な注意を払います。また、当該受益者の許可なく第三者に提供したり、他の用途に転用することは一切いたしません。

※ 委託会社における個人情報の取扱いに関する方針（プライバシーポリシー）については、委託会社のホームページ（https://www.pinebridge.co.jp/）上にて開示しております。

4．異議申立受益者の買取請求手続について

予定通り繰上償還を行うこととなった場合、委託会社にご異議をお申立てられた受益者の方は、自己に帰属する受益権について、受託会社宛に以下の手続きにより信託財産による買取を請求することができます。

（1）手続手順

ご異議をお申立てられた受益者の方に対し、委託会社から「買取請求のご案内」を送付いたします。買取をご希望される場合は、必要書類にご記入のうえ、取扱販売会社にご提出ください。取扱販売会社は受託会社に買取請求のお取次ぎをいたします。なお、買取請求の場合、通常の一部解約とは異なり、受託会社へマイナンバーおよび本人確認書類のコピーを簡易書留により提出する必要があります。

（2）買取請求受付期間

2018年7月25日（水）から 2018年8月13日（月）まで

※ 買取請求の必要書類を受託会社が受理した日が買取請求受付日となりますので、販売会社への買取請求のお申込日から数日を要する場合がございます。このため、買取代金のお支払いまでには通常の一部解約による換金よりも所要日数がかかることがございます。

（3）買取価額

受託会社が必要書類を受理した日の翌営業日の換金価額に相当する価額とします。

（4）買取代金のお支払い方法

買取代金は、受託会社から直接、ご請求時にご指定いただきました銀行口座にお振込みいたします。なお、振込手数料は買取を請求された受益者の負担とし、買取代金から差し引いてお振込みさせていただきます。

５．ご留意事項

（１）ご異議のお申立ては任意であり、繰上償還にご同意いただける受益者の方は、特に何らお手続きの必要はなく、同意の旨を改めてご連絡いただく必要もございません。

（２）この書面でご案内している買取請求は、平成 19 年 9 月 30 日付の改正前の投資信託及び投資法人に関する法律第 30 条の 2 の規定に基づき受託会社に対して行われるものであり、販売会社に対する買取請求ではありません。また、この買取請求は任意であり、ご異議をお申立てられた受益者の方に買取請求期間中の換金を強制するものではありません。

（３）本件の一連の手続期間中も、ご異議をお申立てられたか否かにかかわらず、通常通り一部解約によるご換金を受付けます。一部解約によるご換金は 2018 年 8 月 29 日（水）まで受付けております。ご異議をお申立てられた受益者の方も一部解約によるご換金方法を選択することができます。ただし、上記４．の買取請求を行った受益権については、一部解約のお申込みができなくなりますのでご留意ください。

６．本件に関するお問い合わせ先

お取引の販売会社または

パインブリッジ・インベストメンツ株式会社

電話：03-5208-5858（土日祝休日を除く午前 9 時から午後 5 時まで）

以　上